

令和5年 第5回 安芸太田町議会定例会会議録

令和5年9月1日

招集年月日	令和5年9月1日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和5年9月1日 午前10時13分			議長	中本 正廣
	閉会				議長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	△
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	2 番	斉藤 マユミ		3 番	佐々木 道則	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	佐々木 裕子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	参 事	木 本 英 哲		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	総務課課長補佐	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	山 本 博 子		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長 兼 会 計 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和5年9月1日

	諸般の報告
	行政報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
報告第6号	健全化判断比率の報告について
報告第7号	資金不足比率の報告について
同意第1号	農業委員会委員の任命について
同意第2号	農業委員会委員の任命について
同意第3号	農業委員会委員の任命について
同意第4号	農業委員会委員の任命について
同意第5号	農業委員会委員の任命について
同意第6号	農業委員会委員の任命について
同意第7号	農業委員会委員の任命について
同意第8号	農業委員会委員の任命について
同意第9号	農業委員会委員の任命について
同意第10号	農業委員会委員の任命について
同意第11号	教育委員会委員の任命について
同意第12号	監査委員の選任について
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて
議案第55号	町道の認定について
議案第56号	安芸太田町過疎地域持続的発展計画の変更について
議案第57号	安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第58号	安芸太田町筒賀高齢者生活福祉センター条例の一部改正について
議案第59号	安芸太田町サポートセンターふれあい条例の一部改正について
議案第60号	安芸太田町ユニバーサルホーム信愛荘条例の廃止について
議案第61号	財産の取得について

議案第 62 号	工事請負契約の変更について
議案第 63 号	令和 5 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 64 号	令和 5 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 65 号	令和 5 年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第 1 号）
認定第 1 号	令和 4 年度歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	令和 4 年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について

令和5年第5回定例会
(令和5年9月1日)
(開会 午前10時13分)

○中本正廣議長

皆さんおはようございます。本日から9月定例議会ですのでどうかよろしくお願ひいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから令和5年第5回安芸太田町議会定例会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○中本正廣議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長からお手元に配付のとおり議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明のため出席を要求した者は、町長、教育長、病院事業管理者、代表監査委員です。なお同条の規定によって、町長及び教育長から説明員を委任したことについて、お手元に配付した写しのとおり通知がありました。6月の定例会以降、本定例会までに受け付けた陳情等はお手元に配付した写しのとおりです。去る8月17日に広島市で開催された広島県町議会議長会主催の研修会に、議員派遣をいたしました。その結果につきましてはお手元に配付した報告書のとおりです。監査委員から5月から7月末現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は議会事務局に保管していますので、ご覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 行政報告

○中本正廣議長

日程第2、行政報告を行います。町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、皆さんおはようございます。今定例会におきましても、皆様方には十分なるご審議を賜りますようどうぞよろしくお願ひいたします。それでは、行政報告につきまして、お手元に配付しております資料の読み上げをもって報告にかえさせていただきたいと思ひます。

1、戦没者追悼・平和祈念式典について

8月15日、戸河内ふれあいセンターで安芸太田町戦没者追悼・平和祈念式典を開催し、遺族会や原爆被害者の会、町関係者併せて96人が参列されました。また、正午には防災行政無線でサイレンを鳴らし、町民の皆様にも黙とうを呼びかけました。さらに本年は、戦争による被害の実態を知り、平和の意義を正しく継承していくために、8月9日から17日まで、役場本庁で「アニメ はだしのゲンの上映会」と、加計中学校による「平和学習の作品展示」も行いました。この平和学習の取組発表は、次年度以降も、各小・中学校が順番に行っていく予定です。

2、安芸太田町らしい教育のあり方懇話会について

6月21日に第6回、8月23日に第7回の懇話会を開催しました。第6回では、これまで各委員からいただいた提案について論点整理を行い、主に教育大綱のたたき台のイメージについて議論を行いました。改定のイメージとしては、教育に特化し、網羅的にせず、簡潔にすることが確認されました。第7回目では、教育大綱のたたき台(案)を各委員に提示し、内容を議論いただくとともに、今後のとりまとめ方についても議論いただきました。委員からは、今回の大綱改定を意味あるものとしていくためには、関係者を含めた町民との意見交換、いわゆる熟議が大変重要である事を指摘いただいたうえで、今後は、たたき台は案のままとしながら、引き続き懇話会委員にもご協力をいただき、各関係者との熟議の場を設定し、大綱改定の趣旨の浸透を図っていくこととなりました。

3、職員研修の実施について

6月21、22日に新規採用職員を対象に1泊2日の強化合宿を実施しました。この研修は今年度より初めて取り組むもので、町の現状や施策等について、町職員が講師を務め、町の取組について具体的に伝えました。新規採用職員にとっては、より深く町のことを学ぶとともに、職員同士の絆を深める機会とな

りました。7月25日には、「安芸太田町DX研修会」を実施しました。講師は、今年度から情報システム人材として県から派遣いただいている企画課 能宗良明 主幹が務め、地域通貨「morica」や安芸太田町版交通MaaS「定額タクシー」など住民の身近にあるDXから、今後町が取り組むDXの方向性について研修を行いました。この研修は、参加対象を町民の方にも広げ、計82人の参加者がありました。

4、ハザードマップの配布、自治会との防災に関する情報交換について

地域の危険個所の注意喚起を図るために梅雨入り前に自治会単位のハザードマップを全戸配布するとともに、ハザードマップの見方や避難情報発令時に執るべき行動、自治会としての防災に関するルール作り等について説明会を順次開催し、これまで40の自治会と情報交換を実施しております。また、昨年同様、安芸太田町防災会議を対面開催させていただき、関係機関との貴重な情報交換をさせていただきました。

5、広島広域都市圏協議会首長会議の開催について

毎年2回開催される広域都市圏協議会首長会議は、参加市町が順番にホストを務めることとなっておりますが、7月12日に開催した会議では本町がホストを務めることとなり、会長の広島市長をはじめ、広島、山口、島根の3県から28市町の首長が本町にお越しいただきました。会議では、広島広域都市圏の取組に関する意見交換のほか、受入自治体として、DX推進等、本町の取組を報告いたしました。また、温井ダムの視察も行われ、圏域の多くの住民が温井ダムの機能の利益を享受していることを認識していただく機会となりました。

6、安芸太田町地域公共交通会議について

8月4日に安芸太田町地域公共交通会議を開催し、令和4年度の交通行政施策の報告を行うとともに、今年度後半に予定している「あなたく」と「定額タクシー」の統合に向けた取組や、今後の方向性について説明を行いました。各委員からは、広く利用者の声を把握するとともに、持続可能な公共交通の在り方を引き続き検討すべきとのご意見をいただきました。

7、第二次長期総合計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略）施策評価について

第二次長期総合計画に定めた、令和4年度の実施事業について、同計画の後期基本計画（同総合戦略）策定時に設定した目標値と実績値を点検し、施策の成果と課題について内部評価を行いました。この内部評価については、8月22日の「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」において、各委員からご意見をいただいたところであり、これらのご意見を踏まえながら引き続き各施策の目標達成に向けて取り組んでまいります。

8、移住体験ツアーについて

8月18日から20日までの2泊3日で、首都圏に居住されている方等を対象として、本町への移住体験ツアーを開催しました。6組7名が来町され、三段峡でのあまごつかみや、アクティビティー（SUP）体験、民泊家庭での田舎体験等で、自然の魅力と本町での暮らしを体感していただきました。ツアーでは先輩移住者との交流会も組み込み、「移住」へのイメージを印象付けることが出来ました。今後、参加者の「移住」実現に取り組むとともに、こうした本町のPR事業にも力を入れてまいります。

9、地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊は、令和5年度に入って新たに2名の隊員が着任し現在8人が活動しています。新たに着任した隊員は、「地域商社あきおおた」と「ぷらっとホームつなみ」において、道の駅での地域活性化活動に取り組んでおります。また、6月10日には役場東館2階大集会室で一年間の活動の報告会を開催するとともに、7月22日、23日には、杉の泊ホビーフィールドにおいて協力隊主催イベント「小さな町の森マルシェ」を開催し、2日間で町内外から約500人の方にお越しいただきました。

10、太田川産直市の活性化等への取組について

太田川産直市の活性化と小規模農業者の育成をテーマに、一般社団法人中国経済連合会のご協力のもと具体的な解決モデルを検討しています。この取組は広島大学、中小企業診断士、JA広島市、地域商社あきおおた等が参画し、農産物の流通機能の再構築や直売所の運営状況の改善等を行い、年度内の太田川産直市の体制の再構築を目指しているものでございます。

11、道の駅再整備事業について

道の駅再整備事業については、設計・建設・運営を包括的に担う民間事業者の選定業務に着手しているところ、5月31日に実施方針（案）を公表し、6月16日に説明会を開催しました。併せて、本事業に興味を持つ民間事業者との個別対話も並行して進め、事業実施に向け相互の理解を深めるための取組を行っております。また、8月1日から2日にかけて開催された「中国道の駅連絡会総会」に今年も参加し、道の駅再整備に向けた情報収集等を行ってまいりました。

12、三段峡遊歩道の状況について

令和3年8月の豪雨災害以来続いていた赤滝付近の通行禁止措置は、復旧工事が一部完了し、8月10日から通行可能となりました。紅葉シーズン前に、誘客を大きく左右する正面口から黒淵エリアまでの散策ができるようになったところですが、8月22日に三段滝下流の遊歩道下で新たに崩落が確認されたことから、三段滝への通行禁止措置がとられる状況となりました。早期の復旧に向け、引き続き県と調整を進めてまいります。

13、夏のイベントの開催状況について

4年ぶりに開催した「第57回納涼加計まつり」では約900人の皆様に、「第30回安芸太田町ふれあい戸河内まつり」では約4,000人の皆様にご参加いただき、楽しんでいただきました。また、「ひろしま恐羅漢トレイル」、「FunRideひろしまinやまがたサイクルランド2023」もそれぞれ開催されました。ランナー及びサイクリストへ町の魅力を伝えるとともに、飲食・宿泊業等への経済効果を促す機会となりましたが、「恐羅漢トレイル」ではスタッフの転落事故が発生したところであり、引き続き安全性の確保について事業者に促してまいります。さらに、毎年恒例のマツダスタジアムでの出店イベント「2023わがまち魅力発信隊」を今年は8月20日に実施したところ、町の産品や観光地のPRを行ってまいりました。

14、加計スマートインターのフルインター化について

フルインター化に向けては、7月4日に国土交通大臣へ早期事業化の要望を行ったところ申請手続きを進めるよう指示をいただいているところであり、7月25日に国土交通省、広島県、NEXCO西日本、安芸太田町の関係者による「加計スマートIC地区協議会」を開催し、申請書類となる「実施計画書」の確認を行ない国土交通大臣へ提出したところでございます。

15、太田川総合開発事業（新規ダム）について

昨今の豪雨災害の激甚化・頻発化を受けて、町としては、かねてより太田川の洪水調節機能の向上について、国に対して要望を行っていたところ、5月31日に開かれた太田川河川整備懇談会において、国より既設ダムの有効活用と新規ダムの整備に向けた調査・検討を行う旨の提案がありました。本提案の受け入れについて、6月の定例議会においても取り上げていただきましたが、町としては、最終的に、地元の「吉和郷ダム対策協議会」からいただいた「意見書」を踏まえ、6月16日に国からの提案の受け入れを表明し、最終的に7月4日に広島市長とともに国土交通大臣へ要望に伺い、7月26日には、内閣総理大臣へ広島県知事と広島市長と共に計画の早期推進に向けて要望を行いました。本件については、8月7日には、国土交通省において学識経験者等の第三者から構成される「事業評価小委員会」が開催され、新規ダム事業の予算化が認められたところであり、来年度の予算が確保された段階で、事業が推進することとなります。町としては、今後本件については遺漏なく役場横断的に対応を進める観点からダム対策プロジェクトチームを立ち上げたところであり、今後国の調査・検討が本格化するのを待って、環境影響評価等適切に対応してまいります。

16、新型コロナウイルスに対するワクチン接種について

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したため、令和4年秋接種については本年5月7日で終了し、5月8日からは「令和5年春接種」を実施しています。令和5年春接種は、重症化リスクが高い方等を対象に実施するものであり、前回のワクチン接種から3か月以上経過した65歳以上の方、5歳から64歳以下の方のうち基礎疾患のある方及び医療従事者等が接種の対象となります。このうち医療従事者等以外が努力義務扱いとなりました。また、生後6か月から4歳の乳幼児及び5歳から11歳の児童に対するワクチン接種を町でも実施しておりましたが、町内での接種希望者が少ないこともあり、現在では、広域接種のみに移行しております。7月末現在の接種状況は以下のとおりで、接種率は県内トップでございました。表をご覧ください。本年9月20日からは、「令和5年秋接種」を開始する予定ですが、秋接種から使用される新しいワクチン「XBB.1.5」の供給量は非常に少なく、前回までのようなスピードでは接種が進まない見込みでございます。そのため、国からのワクチン供給量に応じて接種券を送付する予定でございます。町民に対しては、広報誌やホームページなどで状況の周知に努め、遺漏がないよう諸準備と体制整備を進めてまいります。

17、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給について

食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している低所得の子育て世帯等に対して、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童一人当たり5万円を支給する事業について、本町内ではほぼ支給が完了いたしました。8月末時点の支給実績は、以下のとおりでございます。表をご覧ください。

18、安芸太田町価格高騰重点支援給付金の支給について

エネルギーや食料品等の物価高騰による負担増をふまえ、住民税非課税世帯や家計急変のあった世帯を支援するため、新たに1世帯あたり3万円の重点支援給付金を世帯主に支給する事業を、現在実施しているところでございます。この事業では、生活必需品の購入を想定していることから、町内事業者を活用していただくべく、地域通貨「morica」へ電子マネー3万ポイントを付与する形で支給を行っております。8月末時点の支給状況は、以下のとおりでございます。表をご覧ください。

19、学校教育活動について

5月下旬から6月初旬にかけて、第1回目の学校運営協議会を町内全ての学校において開催いたしました。委員の皆様は校舎や授業の様子を見学していただくとともに、それぞれの学校運営方針や取組の重点等を説明し、承認を受けました。7月12日から14日までの3日間、3小学校の5年生が合同で、国立江田島青少年交流の家において体験活動を実施しました。天候にも恵まれ、海辺の生物観察、キャンドルの集い、カッター、カヌー研修等、日常とは異なる江田島での体験活動を通して、仲間と支え合いながらねばり強くやり抜く姿が見られました。8月1日、今年で11年目を迎える「科学アカデミー」を日本技術士会中国本部の方を講師にお招きし、開催しました。科学工作を行い、31人の小学生の参加がありました。今後は、9月と10月に小学生高学年、中学生を対象として開催する予定でございます。

20、保小中高連携について

7月26日、町内のこども園、保育所、小学校、中学校、高校の園長、所長、学校長が一堂に会する安芸太田町保小中高連絡協議会を加計高校で行いました。この協議会は、就学前から高校に至るまでの教育活動を連携して進めていくことを目的に、加計高等学校二川校長先生から「加計高校の教育目標と現状」について講話を聞いた後、「安芸太田の子供たちの今」について協議いたしました。

21、第61回全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会の開催について

第61回大会は、公益社団法人日本ライフル射撃協会と全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会安芸太田町実行委員会の主催により、7月28日から31日までの4日間の日程でつつがライフル射撃場で開催されました。全国から134校、選手・マネージャー合わせて約600人の参加がありました。加計高校射撃部は、残念ながら入賞とはなりませんでしたが、射撃部員には、ボランティアスタッフとして、大会の準備及び運営補助に携わっていただきました。

22、令和7年度全国高等学校総合体育大会広島県実行委員会設立総会・第1回総会について

8月21日にホテルメルパルク広島で令和7年度全国高等学校総合体育大会広島県実行委員会設立総会・第1回総会が開催されました。この大会は「高校生による高校生のための大会」という事を強く打ち出しており、実行委員会も、広島県教育委員会、関係市町、競技団体に加えて、高校生による活動推進委員が構成メンバーに入っているのが大きな特徴でございます。広島県内では令和7年7月下旬から8月下旬にかけて8競技が行われ、本町は登山競技の会場となることが決まっております。今後は、開催日程や登山コース等を関係機関と調整していく予定です。

23、公益財団法人 日本医療機能評価機構による病院機能評価受審について

安芸太田病院では、8月9日、10日の2日間、日本医療機能評価機構の「評価調査者」による訪問審査を受けました。この訪問審査を元に、病院の質改善を目的とし、組織全体の運営管理および提供している医療について、機構による中立的、科学的・専門的な見地から評価をいただきます。評価結果となる認定証の発行については約2か月後となりますが、第三者からさまざまな領域ごとに審査を受け、改善すべき課題や努力していることへの評価を受けることができました。受審後の更なる改善活動が、病院機能充実と医療の質向上に繋がるものと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で町長の行政報告を終わります。

日程第3．会議録署名議員の指名

○中本正廣議長

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、2番、斉藤マユミ議員及び3番佐々木道則議員を指名いたします。

日程第4．会期の決定

○中本正廣議長

日程第4、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は本日9月1日から9月15日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって会期は15日間に決定しました。

日程第5、報告第6号

日程第6、報告第7号

○中本正廣議長

日程第5、報告第6号、健全化、すみません、健全化判断比率の報告について及び日程第6、報告第7号、資金不足比率の報告についての2件を一括議題といたします。町長からの報告を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、次いで、ご説明させていただきます。報告第6号、健全化判断比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度の決算に基づき、本町の健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。報告第7号、資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度の決算に基づき、本町の資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。詳細については、担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

はい。郷田総務課課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

はい、報告第6号、健全化判断比率の報告及び報告第7号資金不足比率の報告について、議案とともに配付をさせていただいております。令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書により、ご説明させていただきたいと思っております。こちらの、資料になります。はい、まず、こちらの報告書でございますけれども、先ほど町長のほうが申し上げたとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、毎年作成させていただくもので、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で示すことによりまして、財政の健全化や財政再生が必要な場合に、迅速な対応をとれるようにすることを目的としておりまして、一般会計のみならず、自治体管理する企業会計も含めて、トータルで財政力の検証をする中身となっております。それでは資料1ページのほうをご覧くださいと思っております。まず1点目の健全化判断比率でございます。(1)総括表に各指標の結果を表にまとめさせていただいております。表の左から、一般会計等の実質的な赤字を判断する実質赤字比率。次に、一般会計を含む全ての会計について赤字を判断する、連結実質赤字比率とともに、この表にお示しさせていただいております。—(バー)—という表示をしております。実質的な赤字はないということで表現をさせていただいております。続きまして一般会計等に対する公債費等の比重を示す実質公債比率は12.1%。そして、地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき起債の度合いを示す将来負担比率につきましては、9.5%となっております。各数値とも表の中段に記載しております、早期健全化基準及び財政再生基準の基準の数値内以下でありますので、現時点では早期の健全化など必要となる状態には、現在のところ至っていないという状況でございます。次のページ2ページ目からはですね、各数値の補足説明といったことでさせていただきたいと思っております。まず、2ページ目のほうになります。こちらが実質赤字比率になります。決算審査に先立ってのご説明になりますけれども、令和4年度一般会計の決算におきましては、歳入総額85億2,376万4千円に対しまして、歳出総額81億7,516万8千円となりまして、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額につきましては、2億9,307万6千円となりまして、赤字がないといったことになりまして、一番下の表のウの、実質赤字比率については—(バー)—の表示となっております。続いて3ページ目につきましてもこちらは連結実質赤字比率というものになります。一般会計のほか公営企業会計、特別会計も含めた収支比率となります。それぞれの会計の実質収支は、表に記載しておりますとおり、全てプラスの決算となっております。資金不足はないということで、こちらについ

ても一（バー）の表示で実質赤字がないといったことの記載をさせていただいております。続いて4ページ目になります。こちらが、実質公債比率になります。この比率につきましては、公債費や公債費に準じた経費を、町の標準財政規模を基本とした額で、割った値を3年間の平均といったこととなります。表の1番上、アの地方債の元利償還金につきまして、12億7,186万3千円となっております。昨年度より5,400万円ほど、公債費の方が増加しております。一方、標準財政規模につきましては、1億7,500万円ほど減少しているといった状況で、令和4年度の単体で見たときの数字につきましては、下の欄に示したとおり、12.99201%、1ポイントほど上昇している状況でございますけれども、3年間平均にしますと、12.1%といったことで、横ばいの状況となっております。続いて5ページ目、将来負担比率になります。この比率につきましては、地方債の残高、とかそういった将来の負担することが決まっている負債の額を標準財政規模で割った額となります。こちらについても、表の1番上、アの地方債の残高103億1,489万5千円ということで、昨年度より5億7千万円程度減少したこととあわせまして、ケの欄にあります、地方債に充てることができる基金が、財政調整基金等の積立が2億7千万円程度増加したといったことも含めて、結果的には、9.5%といったことで前年度より10ポイント改善といったことになっております。一時的な要因ということもございます。次に5ページ目になりますけれども、これ二つ目の報告ということで、資金不足比率になります。こちらについては総括表で示しているとおり、法適用企業である病院事業会計と、法の非適用の企業、上下水道事業関係の各会計についての資金不足でございますけれども、こちらは生じてないということで、全て一（バー）の表示させてもらっております。個別説明としましては7ページの病院事業、8ページには上下水道事業の三つの特別会計を記載しております。いずれも資金不足の欄にはマイナスということでプラス決算になっているということもございまして資金不足は発生しないといった結果となっております。説明は以上でございます。

○中本正廣議長

これで報告第6号及び報告第7号を終わります。

日程第7. 同意第1号
日程第8. 同意第2号
日程第9. 同意第3号
日程第10. 同意第4号
日程第11. 同意第5号
日程第12. 同意第6号
日程第13. 同意第7号
日程第14. 同意第8号
日程第15. 同意第9号
日程第16. 同意第10号
日程第17. 同意第11号
日程第18. 同意第12号
日程第19. 承認第4号
日程第20. 議案第55号
日程第21. 議案第56号
日程第22. 議案第57号
日程第23. 議案第58号
日程第24. 議案第59号
日程第25. 議案第60号
日程第26. 議案第61号
日程第27. 議案第62号
日程第28. 議案第63号
日程第29. 議案第64号
日程第30. 議案第65号
日程第31. 認定第1号
日程第32. 認定第2号

○中本正廣議長

日程第7、同意第1号、農業委員会委員の任命についてから日程第32、認定第2号令和4年度安芸太田町病院事業会計決算の認定についてまでの26件を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、続きまして説明をさせていただきます。同意第1号から第10号まで、農業委員会委員の任命について。任期満了に伴い、農業委員会委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。同意第11号、教育委員会委員の任命について。本年11月10日で任期満了となる教育委員会委員について、引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。同意第12号、監査委員の選任について。本年9月30日で任期満了となる監査委員について、新たに選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。承認第4号、専決処分承認に、承認を求めることについて。会計年度任用職員の運転する公用車が停車中の車と接触した物損事故について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものです。議案第55号、町道の認定について。旧JR鉄道敷の一部、加計神田から滝ノ本を歩道橋として、町道月ヶ瀬線に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。議案第56号、安芸太田町過疎地域持続的発展計画の変更について。安芸太田町過疎地域持続的発展計画を変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。議案第57号、安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。新たに特別職として、PFI事業審査委員会委員を設置するため、条例中に項目を追加するものです。議案第58号、安芸太田町筒賀高齢者生活福祉センター条例の一部改正について。安芸太田町ユニバーサルホーム信愛荘の廃止に伴い、入所の資格要件を拡充するため、条例の一部を改正するものです。議案第59号、安芸太田町サポートセンターふれあい条例の一部改正について。安芸太田町ユニバーサルホーム信愛荘の廃止に伴い、入所の資格要件を拡充するため、条例の一部を改正するものでございます。議案第60号、安芸太田町ユニバーサルホーム信愛荘条例の廃止について。当該施設が有する機能を既存の施設、安芸太田町筒賀高齢者生活福祉センター及び安芸太田町サポートセンターふれあいに移転するため、条例の廃止を行うものでございます。議案第61号、財産の取得について。校務支援システム導入に伴う備品の購入について、予定価格が700万円を超えるため、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。議案第62号、工事請負契約の変更について。町道本郷線戸河内橋橋梁補修工事について契約内容を変更するため安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。議案第63号、令和5年度安芸太田町一般会計補正予算（第3号）。令和5年度安芸太田町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ3億7,053万6千円の増額を定めるものでございます。今回の補正は歳入が電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金や、災害復旧費等に係る国庫、県費、県費補助金の増、補助裏の起債や、事業振替に係る町債の増、及び来年度決算に伴う繰越金が主なものでございます。歳出は、国の交付金を活用した電力・ガス・食料品等価格高騰への対応として、町内中小企業者及び社会福祉施設等への支援事業や、morica（モリカ）プレミアムポイント付与に係る事業費の増。生活基盤等整備の対応として、消防施設等整備や集会所等施設、生活取水施設整備に係る補助金の増、7月の大雨の影響等による、林道、町道、河川等の災害復旧対応に係る事業の増に合わせ、観光施設等の緊急修繕に係る事業費の増。また、令和4年度の各事業費確定に伴う国庫負担金等償還金や、前年度繰越金の整理に伴う財政調整基金積立金の増が主なものでございます。議案第64号、令和5年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和5年度安芸太田町介護保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ4,741万2千円の増額を定めるものでございます。今回の補正は、前年度繰越金の整理に係る介護給付費準備基金積立金の増、及び前年度事業の精算に伴う介護給付費負担金等償還金の増が主なものでございます。議案第65号、令和5年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第1号）、令和5年度安芸太田町病院事業会計の補正予算（第1号）は、収益的収入及び支出の予定額を2,370万円補正するものでございます。また、資本的収入の予定額を2,200万円、支出の予定額を2,201万5千円補正するものでございます。今回の補正は、物価上昇による電気料金の高騰や修繕費の増、介護医療院転換に係る改修工事等の建設改良費の増が主なものでございます。認定第1号、令和4年度歳入歳出決算の認定について。令和4年度歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項

の規定により、監査委員の意見を付すとともに、同条第5項の規定により、主要施策の成果に関する調査をつけて、令和4年度安芸太田町一般会計歳入歳出決算のほか、九つの特別会計の歳入歳出決算について議会の認定に付するものでございます。認定第2号、令和4年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について。令和4年度安芸太田町病院事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条の第4項の規定により、監査委員の意見を付すとともに、同条第6項の規定により、事業報告書を付して議会の認定に付するものでございます。詳細については、担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

これで提出者の提案理由の説明を終わります。以上提出議案につきましては、後日、詳細説明を審議等を行います。本日の日程は以上で全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午前10時54分 散会
